

評価項目と配点

評価項目	配点
1. 市の基本方針を踏まえ、公園の平等かつ公平な利用が確保されること	
<p>(1) 市立公園の管理業務を行う上での基本的な方針について (Park-PFI事業の実施方針を含む)</p> <p>① 東村山市第5次総合計画、東村山市第2次都市計画マスタープラン、東村山市みどりの基本計画2021、「東村山市公園管理のあり方」報告書、市立公園の機能と役割、市立公園の管理の運営基準、市立公園の管理の基本方針等に適合する基本方針となっているか</p> <p>② 市立公園の現状を理解し、それぞれの公園特性を踏まえた事業運営の目的・基本的な考え方が示されているか</p> <p>③ Park-PFI事業が都市公園の特性を踏まえて提案されているか、利用者の利便性の向上、賑わい創出、地域連携・地域活性化が図られるか</p> <p>④ Park-PFI事業の実施スケジュール・進め方は適切か</p>	
<p>(2) 平等かつ公平な利用等を図るための具体的な手法について</p> <p>① 市立公園の平等かつ公平な利用 (障害者や高齢者等への配慮を含む) への取り組みは適切か</p> <p>② 市立公園の利用促進を図る取り組みは適切か</p> <p>③ 個人情報適切に保護されているか</p> <p>④ 情報公開の考え方は適切か</p>	
2. 事業計画書の内容が市立公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること	
<p>(1) 公園施設の管理運営計画について (Park-PFI事業の管理運営計画を含む)</p> <p>① 市立公園の現状把握・分析を行ったうえで、それぞれの公園特性を踏まえた具体的なかつ適切な取り組みが示されているか</p> <p>② 公園施設等について、安全対策に万全を期し、事故を防止し、利用者等が安全、快適、便利に公園を利用できるようにする具体的な提案があるか</p> <p>③ 事件及び自然災害を未然に防ぐための防犯対策、防災対策 (災害発生時の対応を含む) は十分か</p> <p>④ 環境美化及び環境問題配慮への取り組みが適切になされるか (Park-PFI事業における設置公園の環境維持及び向上を図るための措置を含む)</p> <p>⑤ Park-PFI事業における公募対象公園施設の管理・運営方法は適切か (提供するサービス内容、営業日・営業時間、想定する利用者層、地域連携の取り組みやイベント開催等)</p>	
<p>(2) 意見・要望等への的確な対応について</p> <p>① 利用者等の意見・要望等の把握方法と業務への反映方法が的確か</p> <p>② 接遇及び意見・要望等に対する取扱い方法・体制が適切か</p> <p>③ 意見・要望について、主体的かつ迅速、丁寧に対応できる方法を具体的に示しているか</p> <p>④ 近隣住民等への対応方法や対策が具体的かつ適切に示されているか</p>	
<p>(3) 公園施設等の維持管理、修繕・刷新の適切な対応について</p> <p>① みどり豊かな環境形成に資する管理を行うため、除草・剪定等植栽地管理を明確な方針を持って適切に実施できるか</p> <p>② 公園施設等の修繕等への対応方針は明確で、対応姿勢に積極性はみられるか</p> <p>③ 維持管理は系統的・計画的かつ効率的に行われるか</p> <p>④ 公園施設等の刷新について、民間の自由な発想とノウハウを活かした提案があるか</p> <p>⑤ 公園施設等の維持管理・修繕を行う際には、福祉作業所や地域団体との契約が継続されるか、また東村山市シルバー人材センターや市内事業者の活用に努められているか</p>	
<p>(4) 市民協働事業、地域連携事業推進のための取り組み内容と積極性について</p> <p>① 市民協働事業・地域連携事業に関する実績はあるか</p> <p>② 公園管理に公園利用者や地域住民、ボランティア団体、NPO等が積極的に加わる仕組みをつくることができるか</p> <p>③ 事業提案内容が魅力的か、また、実現可能か</p> <p>④ 公園を起点としたエリアマネジメントが実施されるか、地域活性化やコミュニティ形成によるまちづくりが推進されるか</p>	
<p>(5) 公園の魅力向上、利便性の向上を図るための新たな市民サービスの提供 (自主事業) について</p> <p>① 新たな市民サービスの提供についての提案は、具体的で、かつサービスの向上が期待できるか</p> <p>② 公園の機能や特性を有効に活用した提案内容となっているか</p> <p>③ 公園近隣住民への配慮や調整、対策を考慮した事業の提案となっているか</p> <p>④ 自主事業の積極的な展開により、地域活性化やまちづくりが推進されるか、公園を起点としたエリアマネジメントが実施されるか</p> <p>⑤ 積極的な設置管理許可制度の利用が見込めるか</p>	
3. 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な実施体制や資金・収支計画が整備されていること	
<p>(1) 安定的な運営が可能となる経営的基盤について (Park-PFI事業の実施体制を含む)</p> <p>① 類似施設を良好に包括管理・運営した実績はあるか (Park-PFI事業の建設・管理運営実績を含む)</p> <p>② 法人や団体等の財務状況は健全か</p>	
<p>(2) 安定的な運営が可能となる人的能力について (Park-PFI事業の実施体制を含む)</p> <p>① 事業者間の役割分担、業務の実施体制、緊急時の連絡体制は適切か</p> <p>② 人員配置体制は適切か</p> <p>③ 公園の管理運営や市民協働の経験とノウハウを十分持った人材の配置を提案しているか (管理責任者及び市民協働担当者の配置)</p> <p>④ 安全管理、市民対応・接遇も含め管理業務の質的向上を不断に行うための人員の指導育成・研修体制は十分か</p>	
<p>(3) 収支計画の内容の的確性及び指定管理料の縮減について (Park-PFI事業の資金計画・収支計画を含む)</p> <p>① 指定管理事業における収支計画と事業計画の整合性は図られているか</p> <p>② 指定管理事業における資金計画・収支計画は、現実的であり、持続可能なものとなっているか</p> <p>③ 指定管理事業における収支計画の内容及び積算根拠は適切か</p> <p>④ 指定管理料の縮減に努めているか</p> <p>⑤ Park-PFI事業における収支計画と事業計画の整合性は図られているか</p> <p>⑥ Park-PFI事業における資金計画・収支計画は、確かな積算根拠に基づくものか、持続可能な経営計画になっているか</p> <p>⑦ Park-PFI事業において事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針が検討されているか</p>	
4. 公園実態調査を適切に実施できること	
<p>① 本業務の背景・目的を十分に理解した提案となっているか</p> <p>② 指定管理者と市民、行政との懇談会の運営及び市民と行政とが認識共有や合意形成を図るためのコーディネート支援は十分か</p> <p>③ 公園実態調査の実施内容は適切か</p> <p>④ 実施計画の実現性とその効果はあるか</p> <p>⑤ 実施スケジュールは妥当か</p>	
5. 整備する公園施設が適切であること	
<p>(1) 市立公園管理事務所の設置計画について</p> <p>① 公園利用者の利便増進に資する整備計画 (設置場所・設置規模・施工計画等) になっているか</p> <p>② 管理事務所にふさわしい機能が備わっているか</p> <p>③ 意匠、景観、バリアフリー等への配慮がなされているか</p>	
<p>(2) Park-PFI事業における公募対象公園施設及び特定公園施設の設置計画について</p> <p>① 設置公園の特性を活かした魅力ある提案であり、公園利用者の利便増進に資する整備計画 (施設の種類・設置場所・施設面積等) になっているか</p> <p>② 施工計画や工事工程計画は適切なものになっているか</p> <p>③ 意匠、景観、バリアフリー等への配慮がなされた公募対象公園施設となっているか</p> <p>④ 利用者の歩行動線の確保等安全・安心・バリアフリーに配慮した特定公園施設となっているか</p> <p>⑤ 特定公園施設の建設に要する費用、将来的な維持管理に要する費用は適当か</p>	
<p>(3) Park-PFI事業における公募対象公園施設の設置管理許可使用料について</p> <p>① 設置管理許可の際に市に支払われる使用料の多寡</p>	
計	